

防水施工技能者能力評価基準

令和元年10月31日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、防水施工技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 全国防水工事業協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、防水施工技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、防水施工技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③防水施工技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する防水施工技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、防水施工に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「防水工」(38)、小分類「防水工」(01)、「塗膜防水工」(02)、「シート防水工」(03)、「アスファルト防水工」(04)、「シーリング防水工」(05)及び「ウレタン防水工」(06)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「防水施工技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

- 防水施工について、基礎的知識及び技能を習得中の見習い技能者
- ・ 上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

防水施工について、手順に基づき、基本的な施工ができる技能者
・現場の状況にあわせて、標準的な精度・速さで施工できる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

防水施工について、職長として他の技能者を統率できる熟練・上級技能者
・中堅技能者より一段と速く、正確に施工できる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

防水施工について、高度な知識・技能を持ち、現場管理者と協議できる技能者
・高度な施工に加え、作業の指示、管理業務を行うことができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「防水工」、小分類「防水工」、「塗膜防水工」、「シート防水工」、「アスファルト防水工」、「シーリング防水工」、「ウレタン防水工」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

（1）レベル4の基準

【考え方】

就業日数については、登録防水基幹技能者講習の受講要件で、実務経験が10年以上と定められているため、就業日数が2,150日（10年）以上と設定する。

保有資格については、登録防水基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）受賞者のいずれかと設定する。

職長としての就業日数については、登録防水基幹技能者講習の受講要件で実務経験が3年以上と定められているため、就業日数が645日（3年）以上と設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が、2,150日（10年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録防水基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3 及びレベル2 の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長として就業日数が 645 日（3 年）以上であること。

(2) レベル3

【考え方】

就業日数については、実務経験のみ7年で1級防水施工技能士が受検できることから、就業日数が1,505日（7年）以上と設定する。

保有資格については、上級技能者として他の技能者に作業の指示等を行うのに必要な1級防水施工技能士の取得者と設定する。

職長・班長としての就業日数については、職長又は班長として、通算就業日数215日（1年）以上と設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 1級防水施工技能士の資格を保有していること。

イ) (3) の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長又は班長として通算就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、645日（3年）以上と設定する。

保有資格については、中堅技能者として、手順に基づき基本的な施工が正確にで

きる必要があり、2級防水施工技能士又は玉掛け技能講習のいずれかの取得者と設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

②保有資格

以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 2級防水施工技能士
- ・ 玉掛け技能講習

（4）レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、防水施工技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

防水施工技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録防水基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものとして取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録防水基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・1級防水施工技能士 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●2級防水施工技能士 ●玉掛け技能講習 	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可